

ども、地方裁判所の支部と、そして簡易裁判所、家庭裁判所の出張所の数が現状どのようになつておられるのかお聞かせいただきたいと思いますし、これがどのような変遷をたどつておられるのか、そして今後の見通しについてもお伺いしたいと思います。

○最高裁判所長官代理者(村田斎志君) お答え申しあげます。

地方裁判所の支部及び家庭裁判所の支部につきましては、平成二年以前までは二百四十二庁ございましたところ、現在は二百三庁となつております。簡易裁判所につきましては、昭和六十三年以前までは五百七十五庁ありましたところ、現在は四百三十八庁となつております。家庭裁判所の出張所につきましては、昭和六十三年以前までは九十六庁であったところ、現在は七十七庁となつております。

今後の見通しでございますが、やや抽象的なお答えで恐縮でございますが、配置につきましては、裁判所へのアクセス、提供する司法サービスの質等を総合した国民の利便性を確保する観点から、人口動態、交通事情、事件数の動向等を考慮し、またIT技術の進展等も考慮に入れながら、総合的な利便性の向上の見地から検討する必要があると認識しております、このような観点を踏まえて必要な体制の整備に努めてまいりたいと考えております。

○山下雄平君 大体どれも二割程度減つていったということであろうかと思いますけれども、私の地元佐賀県でいいますと、私の住んでおります呼子と小城と白石の三か所がなくなつて、現在は六か所になつてしましました。地裁の支部については、伊万里がなくなつて、現在二か所になつてしましました。私の地元というのは離島も抱えておりまして、その離島においては、例えば定期便が一日三往復しかないようなところもあります。簡易裁判所があつた時代と比べると、非常に多分不便になつたというふうに思います。

今審議している給与法というのは、この裁判官

と検察官、裁判所と検察官というは対の関係だというふうに思うんですけれども、裁判所がなくなりますと検察官もなくなるという認識でいらっしゃるのでしょうか、お聞かせください。

○政府参考人(小山太士君) お答えいたします。

地方検察庁の支部の設置につきましては、検察庁において、法務大臣が必要と認めるときは地方裁判所の支部に対応して地方検察庁の支部を設けることができるときと規定されているため、地方裁判所の支部がない、廃止された場合には地方検察庁の支部を設けることはできないわけございません。

また、区検察庁につきましては、検察庁法において簡易裁判所に対応して置くと規定されているため、対応する簡易裁判所が廃止されれば区検察庁も廃止されることとなります。

○山下雄平君 裁判所の支部がなくなり、そして併せて検察庁もなくなつていく。裁判所や検察庁というのは、望んで行く人というのは非常に少ないと思って、行かざるを得ない、例えば事件などに巻き込まれてしまうということが一般的だといふふうに思うんですけども、裁判所や検察庁がすぐ遠くなつて、時間が掛かるようになつて、そして旅費も掛かるようになつて、でも、人口が減つているから、田舎だから仕方がないよね、我慢してくださいねということをどんどん進めていくつてしまつては、国家としての役割を私は果たせなくなるんではないかというふうに非常に危惧しております。

○最高裁判所長官代理者(村田斎志君) お答え申しあげます。

しかも、地方裁判所の支部の体制自体も大丈夫なのがというふうに心配になりますけれども、ミニマムの体制の地方裁判所の支部というのは判事が何人ぐらいいらっしゃるんでしょうか、お聞かせください。

○最高裁判所長官代理者(村田斎志君) どの支部で合議事件を取り扱うかにつきましては、最高裁判則に基づきまして、事件数の動向や最寄りの取扱へのアクセス等の諸般の事情を考慮して各裁判所の裁判官会議が決定しております。また、最高裁判所いたしましても、全国的な視点から体制整備や司法サービスの充実を検討しておく必要がありますことから、各府における事件動向についても注視しておりますが、支部におきましても、現時点でおきましては、例え沖縄の那

大小様々でございまして、例えば東京の立川支部のように非常に大きな規模の支部もある一方で、裁判官が一人や二人という支部もございますが、お尋ねのミニマムという観点で申し上げますと、裁判官が常駐していないというような支部もございまして、そのような支部につきましては、近隣の府に配置されている裁判官が当該支部に出張をして、出向いて事件を担当しているというところでございます。

○山下雄平君 では、その判事の方が常駐していよい非常駐の支部というのは幾つぐらいあるんでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(村田斎志君) 全国二百三の地方裁判所、家庭裁判所の支部のうち、裁判官が常駐していない支部は四十四でござります。

○山下雄平君 二百三ある支部のうち、四十四もの支部が判事が常駐していないということであります。

非常駐の支部では、通常よりも審理の時間が長期化するというような話も伺っています。また、

○山下雄平君 二百三ある支部のうち、四十四もの支部が判事が常駐していないということであります。

非常駐の支部では、通常よりも審理の時間が長期化するというような話も伺っています。また、

○山下雄平君 二百三ある支部のうち、四十四もの支部が判事が常駐していないということであります。

非常駐の支部では、通常よりも審理の時間が長期化するというような話も伺っています。また、

○山下雄平君 二百三ある支部のうち、四十四もの支部が判事が常駐していないところでございます。

一方で、県によつては、例えば執行事件であつたりとか破産管財事件などを支部では扱わず全部

○山下雄平君 私の地元は、離島が、有人離島は七つしかありませんけれども、官崎政務官の御地元の沖縄、先ほど例がありました、石垣であつたりとか宮古島であつたりとかというのは、やはりその支部で合議事件ができるように工夫をされております。

○最高裁判所長官代理者(村田斎志君) お答え申しあげます。

○政府参考人(小出邦夫君) お答えいたします。

現行の法務局の適正配置の基準が民事行政審議

会で示された、これ平成七年でございますが、そ

の翌年の平成八年に法務局は支局、出張所合わせて約千戸ございましたが、本日現在で四百十六戸となつております。

○山下雄平君 千戸ぐらいあつたのが四百十六戸ということで、半分以下になつたということで、これは本当に激減していると言つても過言ではないといふうに思つております。私の地元では、佐賀県では十一あつた法務局の出張所が現在では一か所になつてしまつております。有田、川副、浜玉、相知、神埼、小城、鹿島、白石、多久、大和というところがなくなつてしまつて、登記関係を含めて非常に私は不便になつたのではないかなどといふうに思つております。

裁判所や法務局がなくなつてしまつと国の機関にアクセスしづらくなるということですけれども、それに加えて、裁判所や法務局の近くには弁護士さんであつたりとか司法書士さんというものが事務所を構えられるわけです。そうした裁判所の支部であつたり法務局の支局、出張所がなくなつてしまつたら、そうした弁護士さんの事務所であつたり司法書士さんの事務所も撤退してしまつといふリスクが非常に高くなるわけです。そういうふうなところ、住民にとっては民間の専門家の方にいろいろ話を伺うとともに非常に難しくなつて、そうしたアクセスも非常に不便になるというふうなことがあります。

今回の裁判官と検察官の給与の改正などを通じて、我々立法院の立場としても適切な司法権が行使されるような体制をつくつていこうと思いま

す。だからこそ、たとえ田舎に住んでる人にとってみても司法や法務行政にアクセスがしやす

いきます。

○国務大臣(森まさこ君) 山下委員にお答えをい

ます。

委員のおっしゃるとおり、都市部、地方部を問

わず、あまねく全国で国民が裁判所、弁護士と

いつた司法サービスや法務局などの法務行政サービスに適切にアクセスできる環境を実現していくことは大変重要なと考えております。私は所信

が、その趣旨にもかなうものだと思います。

実は弁護士時代はゼロワン地域をなくしていくという活動をしておりまして、法テラスを設立する前に日本弁護士連合会ではひまわり基金法律事務所というゼロワン地域をなくすための取組を

二〇〇〇年から始めていまして、ちょうどその時期に私、留学から戻ってきて弁護士会の役員をしていたので、この全国への配置、そこに行つても

もう若い弁護士さんを探すのが本当に大変なんですが、そのために日弁連では弁護士の財政的な支援を弁護士会としてしていく、それからその弁護士のその後のキャリアパスなども考えながら、ゼロワン地域をなくしていくわけです。

これを医療過疎地域の問題と比較しながら私はいつも説明をさせていただきたいな

どいいます。が、医療過疎地域と同じように司法過疎地域というのをなくして、法的サービスに誰もがアクセスできるようになります。地域として、法務省は、その後、法テラスを設立をいたしましたし、例えは法テラスにおいては、司法過疎地域にその地域事務所を設置して常勤弁護士を配置をしてまいりました。それから、法務局について

早速ですが、今日は、裁判官の報酬と検察官の俸給、これを是正する改正案ということなんですけれども、やはり、裁判官の場合には給与じやなくて報酬という言い方していますけれども、やっぱり給料を決めるその大きな基というのは、やっぱりどういう仕事をどのくらいしているかということが大事じゃないかというふうに思うんですね。

だからこそ、民間の勤務状況を調べて、それを公務員の給与に反映するという人事院勧告をこれは採用していると、それを検察官にも裁判官にも応用しているというふうに言えると思うんですけれども。

ただ、御指摘のように、数が少なくなつてしまつておりますので、やはり、人権の擁護や無戸籍者の解消、所有者不明土地問題への対応等に

やつぱりしっかりと対応できるよう今後も頑張つてまいりたいと思つてゐるところでございます。

国民の司法や法務行政へのアクセス、そして、それが信頼につながるように努めてまいりたいと思

います。

○山下雄平君 森大臣も福島県の御出身で、田舎の状況は重々承知しておられるというふうに思つております。

そうやって、弁護士の皆さんであつたり司法書士の皆さんであつたりとかという皆さんが、専門職の皆さん方が地方でもそうした、不便にならない

ようといふことで非常に努力してくださつているという姿も我々も見ることがあります。だからこそ、そうした法務行政であつたり司法自体がそ

のまま撤退してしまつては、そうした専門職の皆さんも地方で仕事をする、それは慈善事業で全部

やるわけにもいかないので、そういうところは非常に難しくなつてしまつということも非常に留意

していただいて、是非とも、この裁判所の問題、法務局の問題、司法の問題、法務行政の問題につ

いて考えていただければ、努力していただければ

士のその後のキャリアパスなども考えながら、ゼロワン地域をなくしていくわけです。

これが医療過疎地域の問題と比較しながら私はいつも説明をさせていただきたいな

どいいます。が、医療過疎地域と同じように司法過疎地域として、是正する改正案といふことなんですが、そのたために日弁連では弁護士の財政的な支援を弁護士会としてしていく、それからその弁護士のその後のキャリアパスなども考えながら、ゼロワン地域をなくしていくわけです。

裁判官の勤務時間の調査をその後しているのか

もはいつも説明をさせていただきたいな

どいいます。が、医療過疎地域と同じように司法過疎地域として、是正する改正案といふことなんですが、そのたために日弁連では弁護士の財政的な支援を弁護士会としてしていく、それからその弁護士のその後のキャリアパスなども考えながら、ゼロワン地域をなくしていくわけです。

ですから、やつぱり、裁判官、今、山下委員なんのお話も聞いていますと、やつぱり裁判官

というのは特別な仕事ということがありまして、私が、以前のこの委員会でも、森大臣のときじやないんですけども、伺つたのは、裁判官の勤務といふのはどういう状況になつておるのかというの

はつかんでおられますかということを伺つたのですが、その後、そのことについて何か、裁判所に伺いたいんですが、進展というのはあるんでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(堀田眞哉君) お答え申上げます。

裁判官の勤務時間の調査をその後しているのかとはありますけれども、それじゃ、裁判官の実際のその仕事の状況、勤務状況というよりも仕事の状況といふうに伺いたいと思うんですが、仕事の状況といふうのは過酷な状況になつていいんですか、それとも比較的順当な状況になつていいんですか。どういう判断をしているか、その判断はどこでなさつてているのか、お聞きします。

○最高裁判所長官代理者(堀田眞哉君) 裁判官の執務の実情につきましては、様々な形で把握に努めているところではござります。

各地の裁判所では部総括裁判官等が個々の裁判官の執務の状況等をきめ細かく把握をしておりま

すほか、最高裁におきましても、例えば各種の研究会等の機会に裁判官の執務の実情について把握をするように努めているところではござります。

○真山勇一君 やつぱり、どんな状況で働いていらっしゃるかというのは、今おっしゃったことで実際に本

当にできるのかどうかなという、そういううちよつと感じも受けるんですけれども。

今おっしゃったように、その職権行使の独立、憲法にも保障されておりますと、それは分かります、裁判官という職業柄、やはりどこからも影響を受けない独立した仕事であるということは大事ですが、その一方で、じゃ給料に関しては、一般公務員の、一般の政府職員に準じた金額で決めるというのではなく、独立した裁判官やつぱり、独立しているなんなら、独立した裁判官としての報酬というのはどうあるべきかというのを考えてもいいんじゃないかと思うんですが、それはいかがですか。

○最高裁判所長官代理者(堀田眞哉君) 裁判官の報酬制度をどのようにするのかというのは基本的に法制度の問題でございまして、裁判所の方で一義的に申し上げる立場にはないと存じますがけれども、国家公務員全体の給与体系のバランスの中で裁判官の報酬についても適切に位置付けられていると、そういうふうに理解しているところでございます。

○真山第一君 普通の会社だと仕事を持つてゐる人にとっては、やつぱり、そのいわゆる、今、働き方改革の中で残業というのが今一番問題になつていますよね。残業というのは、じゃ、裁判官つてどのぐらいしているのかな、そういうふうに思うんですけども、じゃ、どのくらい、勤務時間以外の残業というのはこのぐらいやつぱり時間といふて、そういう大まかな姿というのは捉えていらっしゃるんですか。

○最高裁判所長官代理者(堀田眞哉君) 各裁判所の事件動向や事件処理状況等にもよりますが、委員御指摘のいわゆる残業でございますが、夜間とかあるいは休日に記録を検討したり判決起案を行ななどしている裁判官もいるところでございまして、そいつた大まかな状況につきましては、先ほど申し上げたような方法で把握に努めているところでございます。

○真山第一君 裁判官の報酬、そうすると、報酬

というのがありますよね、報酬の表もありますけれども。そうすると、この裁判官の報酬の中に

は、例えば期末手当というのもありますね、そういうものもあるし、それから例えば残業手当といふものもありますけど、そうしたいわゆる一般の会社でいうと諸手当というんでしようかね、そういうものというのは支給されているんですか、報酬の中に含まれているんですか。

○最高裁判所長官代理者(堀田眞哉君) 裁判官につきましても、期末手当、勤務手当といった給与については支給をされているところでございまます。残業手当、超過勤務手当につきましては裁判官には支給されておりません。

これもまた制度にまつわる問題でござりますけれども、残業分の手当がないというところが報酬の水準との関係では考慮されているというふうに一般に理解されているというふうに承知しております。

○真山第一君 残業が、そうするとどれくらいしているのかという実態、なかなかつかめないんじやないかなと思う。やつぱり、外から見ると、やはり裁判官の、そうすると仕事の状況、仕事ぶりというのは何かラックボックスみたいな感じで見えるんですけども。

○最高裁判所長官代理者(堀田眞哉君) 職権の行使の独立は分かりますが、例えば、裁判官が現実的にどのぐらい仕事をやっているのかというのは、やはり調べる方法というのは幾らで見えてるんですか。

○最高裁判所長官代理者(堀田眞哉君) 各裁判所の事件動向や事件処理状況等にもよりますが、委員御指摘のいわゆる残業でございますが、夜間とかあるいは休日に記録を検討したり判決起案を行ななどしている裁判官もいるところでございまして、そいつた大まかな状況につきましては、先ほど申し上げたような方法で把握に努めているところでございます。

影響を及ぼさないかどうかといった観点からも、慎重な検討を要するものと考えております。いずれにいたしましても、どのような形で執務の実情を把握するのが適切かにつきましては、引き続き検討してまいりたいと考えております。

○真山第一君 是非検討をお願いしたいと思います。裁判官が、今裁判の事例が多くて仕事が大変なのか、あるいはそうでもないのか、普通の勤務のように九時から五時で勤務が終わっちゃうのか、いろんな裁判官、勤務の状況はあると思うんですけども、やつぱり実態というのはどうなつてゐるかというのはやはりつかんでおく必要があるかと思います。

その働き方改革、社会の大きな流れの中でも、裁判官は職権行使の独立があるからいんだと、これも大事だというふうに思いますけれども、別にこれは、裁判官というのは本当の仕事はやはり裁判だと思つんですね、大事なことはね。だから、その裁判官がやつぱり十分な仕事、自分の思ったような働きができるようになつぱり環境を整えるということは、逆に言えば、それは裁判官の職権行使の大重要な要素じゃないかと私は思いますので、是非引き続きこれは検討していただきたいと仰ふうに思います。よろしくお願いします。

それで、次の質問に移りたいと思います。今日はちょっとカジノのことについて伺いたいと思います。

I.R推進法ですか、それからもう一つはI.R整備法というのができています。現在は、そのI.Rの中にあるカジノについての、どういうふうなカジノにするのかということを決める基本方針、方針案というのが出ています。その一方で、この国会にカジノ管理委員会の同意人事も出されましたが。カジノをつくるということで着々と進んでいます。カジノをつくるということことで着々と進んでいます。カジノをつくるということですけれども。

○政府参考人(小山太士君) この全體の、刑法が賭博を犯罪と規定した趣旨と全體的に整合するものであるというのが必要だらうと考えております。その中には、公営かどうかはもちろんでござりますけれども、もちろんといいますか、公営か

と議論になつてますね。このカジノの話が出る前にも、多分、法務省でこういうことを検討されたというふうに伺っております。

その一方で、公営ギャンブル、まあ合法、もう少し広い意味でいうと合法ギャンブルという呼び方をするそうですが、競馬、競輪、競艇、オートレース、それから、そのほかにも宝くじとかlottoとかいうのがあるわけですね。いわゆる法律用語でいう違法性の阻却ということなんですが、これは違法性がないとしていますね。いわゆる法律用語でいう違法性の阻却といふことなんですが、この公営ギャンブル、合法ギャンブル、これ、違法けれども、やつぱり実態というのはどうなつてゐるかというのはやはりつかんでおく必要があるかと思います。

○政府参考人(小山太士君) 今御指摘のありますた賭博罪との関係が問題になるものにつきましては、いずれも特別法によつて規定されているところです。残業手当につきましては、法令上の行為ということで違法性がないものと整理されているものと理解しております。

○真山第一君 特別法で決めれば、そうすると、犯罪も犯罪じゃなくなるという解釈でよろしいですね。

○政府参考人(小山太士君) 刑法が賭博罪を犯罪と規定しているわけでござりますので、当局といつましても、刑法が賭博を犯罪と規定した趣旨と整合したものである。法制度の整合性が必要だらうとは考えているところでございます。

○真山第一君 ジャ、その特別法を制定した根拠として、今申し上げました。私が合法ギャンブルと言つたこういふものは、例えば公営だとか公のところがやるから特別法でそういうことを決めて合法であるというふうにしているという理解は、よろしいんですか。

○政府参考人(小山太士君) この全體の、刑法が賭博を犯罪と規定した趣旨と全體的に整合するものであるというのが必要だらうと考えております。その中には、公営かどうかはもちろんでござりますけれども、もちろんといいますか、公営か

どうかという観点もあるかとは思いますが、それは運営主体等の性格として考えるべきなのかなと思つております。

いずれにしても、しつこいようでござりますが、制度全体を総合的に考察、評価して、その整合性があるのかどうかということは考えなければいけないと考えております。

○真山第一君 以前、このギャンブルとかばくちの話が出たときに、法務省は違法性の阻却という根拠、整合性ということでその八要件というのを示されたと思うんですが、それ、今日資料として皆さんとのところにお配りしておりますけれども、一から八番まであります。

このいわゆるカジノを始めるに当たつてのその整合性、この八要件、これは今も同じ考え方を持つていらっしゃいますか。

○政府参考人(小山太士君) お答えいたします。この八要件につきましては、既に、今委員から御指摘がございましたIR推進立法法時、その前から当省として、このいわゆるカジノの合法化といいますか、これを認めるかどうかという観点からお示ししているところでございまして、この具体的な要素等につきまして、現時点においても基本的には同じ考え方を持っているところでございます。

○真山第一君 そうですね。カジノを始めるに当たつて、この八要件、突然変わっちゃつたらやっぱり困ることで、この八要件というのを基にして今回もそのカジノを認める方向で動いていると思うんですけれども。

特に、その八つある要件のうちの一番に目的の公益性というのと、それから三番に収益の扱いというのがあるんですけど、公営ギャンブルはちゃんと売上金の一部、一部というか、配当金を除いたり経費を引いた残りを、自治体がそれを財源として利用するということが言われております。今までのこのカジノについても、当然そういう、いわゆる納付金というんでしようか、このカジノの場合は、多分基本方針案の中でもう決められてきて

るのではないかと思うんですが、どのぐらいの金額をつまり地元の自治体に納めるということになつているんでしょうか。

○委員長(竹谷とし子君) 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(竹谷とし子君) 速記を起こしてください。

○政府参考人(秋川直也君) カジノの粗収益の一五%が地元の自治体に納付されます。また、別の五%は国に納付されると、そういうことになります。

○真山第一君 ちょっと感じるなんですが、一つ確認させてください。

今まで認められていたギャンブルというのは、合法ギャンブルと言われているものは比較的公営あるいは公共の企業が営業しているということが多いと思うんですね。

今度のIR法に基づくカジノというのは公営はほとんど関係ほとんどというか關係してない、カジノを経営するのは民間の会社という解釈でよろしいですね。

○政府参考人(秋川直也君) おつしやるとおり、民間の会社でございます。

○政府参考人(小山太士君) お答えいたします。

○真山第一君 民間の会社ということは、公営企業の場合はきちっとその売上げの中の配分というのが目に見える形で分かりますけれども、民間の会社だと、売上げ、分かるかもしれませんけれども、例ええば、今売上げの一五%が自治体、それから一五%が国ということですけれども、売上げを幾らでも意識的に動かせるんじゃないかなというふうに思うんですよ。

というのは、民間の会社ですから、もうけがいっぱい出れば、当然民間の会社ですから役員もいるわけですね、会社に。株主もいますよね、いまますね。その方たちに配当というのを出しますね、それから役員報酬出しますね。民間の会社にとっては、もうけがたくさん出れば、当然その役員が頑張つたから会社の売上げが伸びたんだよということがで、民間の会社だったら役員報酬どつと出しますよね。

張ったから会社の売上げが伸びたんだよということで、民間の会社だったら役員報酬どつと出しますよね。

そういう形でやつていくと、本当にその国に一五%と自治体に一五%というのは、これはいわゆる売上げの利益の中からやつしていくわけですからも、例えれば、民間の会社だったらそういう役員とか株主に配当が余計に行つてしまつて、本来行かなくちゃいけないものが来ないということは防げることですか。

○政府参考人(秋川直也君) 今の一五%納付金について言いますと、そういう給料とか経費を差し引く前の粗収益、GGRというものの数字のパーセントが納付されるということですので、きちんとした額が納められるというふうに理解しております。

○真山第一君 確認しますけど、そうすると、粗利益ですから、役員報酬とか株主配当は抜いていません、抜いていないところで、その額から一五%，自治体に、国に。そういう解釈でよろしいんですね。

○政府参考人(堀誠司君) お答えいたします。

○真山第一君 それでは、やっぱり売上げが多

く、粗収益が多くなるれば、国あるいは自治体への納付金というのは多くなるということは分かったんですけど、もちろんこれは黒字のときですよね、カジノが黒字。今、カジノは世界中、百四十か国とか七七十か国とかいろいろ言われていますけれども、割とどこにでもある。そんなに経営のいいカジノばかりじゃなくて、経営苦しい、場合によつては赤字出しているカジノもあるんですけれども、赤字になった場合というのはどういうことになるんですか。

○政府参考人(堀誠司君) 真山委員、どなたに質問されていますか。

○真山第一君 これはやっぱり基本方針案を決めている内閣府か観光庁かにお願いしたいと思いま

○政府参考人(秋川直也君) 赤字になつた場合というのも可能性としては、今御指摘いただいたこと、それ以外も、IRを運営していく上で運営が難しくなる事象というのは幾つか想定されるかもしれません。

実際に事業者が決まって、自治体と実施協定と契約を結ぶんですが、その中で想定される、そういうトラブルがあつたときにはこういうふうに対処するというのを決めていただくということになつております。

○真山第一君 そういうときには対処するぐらいで済めばいいんですけども、自治体への納付金が入らない、入らないといふことも考えられますし、民間企業ですから、もうからなきややめるよ、もう俺やめた、撤退しちゃうことだつてあると思うんですね。そういう場合は、認めているその地元の自治体というのはどういうことになるんでしょうか。

○政府参考人(秋川直也君) 今先生御指摘いたしましたようなケースとか様々なケースがあると思うんですけど、それでも、法律におきましても、今パブリックコメントで見ていただいている基本方針におけるケースなども、法律におきましても、今パブリックコメントで見ていただいている基本方針にあります。

○真山第一君 やっぱり一番心配するのは、今カジノ誘致しようと思つて、自治体の話を聞くと、どこも経済効果があると。八百億円、横浜の場合だと八百億から一千二百億円のその財源があると言つてはいるんですね。これは、もちろんカジノ経営が順調にいつているときだと思うんですね。赤字が例えば出ることだつてあるわけですね。

○真山第一君 やっぱり一番心配するのは、今カジノ誘致しようと思つて、自治体の話を聞くと、どこも経済効果があると。八百億円、横浜の場合だと八百億から一千二百億円のその財源があると言つてはいるんですね。これは、もちろんカジノ経営が順調にいつているときだと思うんですね。赤字が例えば出ることだつてあるわけですね。

そうすると、やっぱり心配なのは、今契約、その自治体と事業者がしつかりと契約を結べばいいと言つておりますけれども、赤字が出たということは、その契約の結び方によつては赤字が出ても

自治体がそれを負担するような必要はないということ、解釈でよろしいですか。

○政府参考人(秋川直也君) 契約ですから、その契約の当事者で内容は決めていただくということになると思うんですけども、基本的に、その自治体と事業者の関係でいいますと、法律上自治体が事業者を選定すると。自治体の方でいろんな条件を出して、それに合致してくる事業者を選ぶという手続が法律で規定されておりますので、それに従つて事業者を選んでいただいて契約を結んでいただくということになると思います。

○真山勇一君 契約がとっても大事ということだと思うんですが、自治体だって初めて、カジノ初めてですよ。事業者はカジノの専門家ですね。やっぱりこの契約を結ぶというのは大変な作業だと思います、一つ一つ。例えば、今みたいに赤字になつたときどつちがその責任持つんだということまでちゃんと決めていかなくちゃいけないし、撤退しちゃつたら莫大な、その後の、廃墟みたいなのが残るわけですね、どういうふうに利用するかはありますけれども、それをどうするかとか、それで、その負担を誰が持つのかとかありますけれども。その辺も含めてその契約というのは大変なことじゃないかと、そんなに契約ですればいいんですということで済むのかどうかなど、私は非常に懸念を持つております。よほど体制をつくらないと、どこがそれをきちっとケアするのか、カジノ管理委員会なのか、あります。

今日、カジノ管理委員会の同意人事のメンバー、ヒアリングがありましたけれども、カジノの専門家いないんですよ、誰もいないの、管理委員会に。こんなことで大丈夫かな、そういう印象も受けました。

森大臣、ちょっと時間なくなつちゃつたんで、お伺いしたいんですが、これ、こうやつて見ると、例えは、順調にいつていればいいけど、こういう何か事が起きたときは・：○委員長(竹谷とし子君) 真山勇一君、お時間過ぎておりますので、御質問おまとめください。

○真山勇一君 はい。

事が起きたときは、やっぱり公益性つてなくなりてしまうということだつてあるんじゃないですか。その点だけお答えください。

○委員長(竹谷とし子君) 森法務大臣、簡潔に御答弁お願いします。

○国務大臣(森まさこ君) はい。

御指摘の目的の公益性とは、賭博に係る特別法の目的が国家又は社会公益の利益に沿う性質のものであるかという観点でありますので、その趣旨にのつとつて理解されていくものと承知をしております。

○真山勇一君 ありがとうございます。終わります。

○安江伸夫君 公明党の安江伸夫です。よろしくお願いいたします。

今回の裁判官の報酬、また、検察官の俸給等に関する法律案に関連して質問をさせていただきま

す。

先ほどもお話をありました、今回の両法案は一般的の政府職員、特に若年層の俸給を引き上げることに伴つての裁判官、検察官のいわゆる八号以下の報酬を受ける判事補、十六号以下の俸給を受け

る検事等の月額を上げるということです。要するに、若手なし新人の給与をアップすると

いうことであろうかというふうに思います。

背景には、民間との給与の均衡、人材獲得競争が激しくなつてきているという事情に鑑みてとい

うことが指摘をされておりますけれども、今回の法案のポイントは、こうした民間の給与との均衡

という点に加えまして、先ほどもお話をありましたけれども、裁判官及び検察官の業務の実態に関連して、俸給があるのは報酬が増額されしかるべきと言える立法事実が重要なことは言うまでもないかと思います。

そこで、まず裁判所にお伺いをしたいというふうに思います。

全裁判所における新受事件数、新たな事件の数について、顕著な伸びを示しているものは家事事

件であるというふうに承知をしております。また、その中でも、特に成年後見等の関係の事件

が、同制度の認知、また利活用が促進されたことと相まって伸びてているというふうにも承知をしておりますし、また、このほかにも、子の監護

に関する困難な事件への対応も従前よりも強く求められてきているというふうに思います。

そこで質問ですが、家庭裁判所における家事事件の件数の推移と、またこれに伴つての人的体制の拡充の必要性、また今後の課題についてお答えをください。

○最高裁判所長官代理者(村田資志君) 家庭裁判所に係属する事件の増加傾向は委員の御指摘のとおりというふうに認識しております。特に、成年後見関係事件を中心にして事件数が増えてきています。

○最高裁判所長官代理者(村田資志君) 事件の内容につきましても、御指摘にありましたような子供をめぐる事件等、難しい事件が増えてきているというふうに考えております。

裁判所といたしましては、これまで、今御指摘ございましたような事件の動向、それからその事務処理状況、現場でどのような負担状況になつてゐるかといった点も踏まえまして、裁判官や書記官等を増員して、適正迅速な事件処理を実現するための体制整備をこれまでも図ってきたところでございます。令和二年度に向けて、裁判官や書記官等を増員して、適正迅速な事件処理を実現するための体制整備をこれまでも図ってきたところでございます。令和二年度に向けましても、こうした事件動向を踏まえまして、判事の増員などの体制強化を図る必要があるというふうに考えていくところでございまして、現在、判事、書記官の増員を要求させていただいているというところでございます。

そこで、法務省に御質問ですが、近年の検察官の職務において、特に業務負担が増加ををしている事案、また専門性、専門的な知見や経験が求められている事案、またこれらに対する現在どのよう取り組み、あるいはどのように取り組む方向性であるか、お答えください。

○政府参考人(小山太士君) ありがとうございます。お答え申し上げます。

検察庁、検察官の業務量を増大させる事案、特に最近ですと、巷間に非常に言われております児童虐待の事案などが非常に多くなつております。また、特殊詐欺でございますね、振り込め詐欺等、これはやはり件数自体余り収まつております。まことに申しますと、裁判所といつても、その件数は非常に多くなつております。

こうした事案に対応いたしますのは、やっぱり非常に児童虐待ですと、場合によつては専門的

庭の中の問題、生活に関わる重要な問題を扱つてゐる裁判所でございます。今おっしゃつていただけますとおり、迅速でかつ適正な権利擁護、そのため、その整備の拡充にしっかりと努めていただ

きたいというふうに思います。

次に、検察官に関連して質問をさせていただきます。

刑事事件全体に関して言いますと、全体としては減少傾向にあるといふものと承知をしておりま

す。先日も質問で取り上げましたけれども、再犯の防止策を始めとした政府のこれまでの取組が着実に成果を上げているのではないかという、そ

ういう証左でもなかろうかなというふうに思いますが、そうした観点から引き続きお願いをしたいと思います。

しかし一方で、時代背景の変化に伴つてのいわゆる事案の質の変化といふこともあります。事件数の推移のみでは評価できない様々な困難な事情もあると推察をされるところでございま

す。例えばですが、近年増加傾向にある児童虐待の事案の質の変化といふこともあります。事件数の推移のみでは評価できない様々な困難な事情もあると推察をされるところでございま

す。例えばですが、近年増加傾向にある児童虐待の問題、あるいは科学技術の進展、犯罪の組織化、国際化に伴つて犯罪の複雑化あるいは専門化等が挙げられるかと思います。

そこで、法務省に御質問ですが、近年の検察官の職務において、特に業務負担が増加をしている事案、また専門性、専門的な知見や経験が求められ

れている事案、またこれらに対する現在どのよう取り組み、あるいはどのように取り組む方向性であるか、お答えください。

○政府参考人(小山太士君) ありがとうございます。お答え申し上げます。

検察庁、検察官の業務量を増大させる事案、特に最近ですと、巷間に非常に言われております児童虐待の事案などが非常に多くなつております。また、特殊詐欺でございますね、振り込め詐欺等、これはやはり件数自体余り収まつております。まことに申しますと、裁判所といつても、その件数は非常に多くなつております。

こうした事案に対応いたしますのは、やっぱり非常に児童虐待ですと、場合によつては専門的

<p>な鑑定などを背景にして事実認定をしていかなければいけない。特殊詐欺ですと、非常に組織的に行われますので、なるべくその上位者を検挙をして、最終的には訴追をし、公判を維持する。こういうふうなところでございます。</p> <p>当省といたしましては、このような犯罪情勢等に対応するために、これまでにも検事の増員を始めといたしまして必要な体制の整備を行っているところでございまして、今後とも、こうした新たなものも含めまして、犯罪情勢等に対応いたしまして体制の整備に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>○安江伸夫君　ありがとうございます。</p> <p>続いて、裁判所、検察官、両方に関わる論点になりますけれども、裁判員裁判制度についても若干触れさせていただきたいと思います。</p> <p>同制度、平成二十一年五月にスタートいたしました。論じるべき難点、論点がたくさんございますが、特に言われております、つとに言われていることでござりますけれども、裁判員ないし裁判員であった者に対する心のケアというところが重要であるというふうに思います。</p> <p>裁判員、それぞれの立場から、そうした裁判員の心身のケアにどのような取組を行つておられるか、簡単で結構ですので、まずお答えください。</p> <p>○最高裁判所長官代理人(安東章君)　お答え申し上げます。</p> <p>まず、国民の皆様の中には、重大事犯の有罪無罪あるいは量刑を判断するといったことで、御負担を感じる方がおられると思います。各裁判官におきましては、例えば、裁判員がそれぞれ一人で判断するのではなくて、裁判員六名と裁判官三名が一つのチームになつて議論して結論を出す制度であると、そういうことをよく説明するなどしております。これまで、加えまして、審理、評議中の裁判員の方々の御様子を見て、積極的にお声掛けする、また、裁判員であった者とお話をございます。</p>
<p>となるおそれが類型的に高い遺体写真のような刺激証拠につきまして、これにつきましては、どの犯罪事実、またどの量刑要素の認定にどの程度必要なのか、検察官の主張も踏まえまして証拠の必要性が慎重に吟味されておりまして、仮にそうした証拠を採用する場合でございましても、必要に応じて白黒の写真にしたり、あるいはイラスト風に加工したりするなど、裁判員の方の心理的な負担に配慮する運用を行つてはいるところでございました。</p> <p>○政府参考人小山太士君　検察当局の実務の実情でござりますけれども、一般論でございますが、やはり個別の事案に応じまして裁判員に与えられる心理的負担などについても十分留意しているところでございます。</p> <p>先ほど最高裁の御当局からも御指摘ございましたが、たれども、そういう刺激証拠の取扱いなどについても日頃から留意をしているところでございました。</p> <p>○安江伸夫君　ありがとうございます。</p> <p>また別の機会にもこの論点については取り上げたいというふうに思いますが、今日は裁判官、検察官の俸給ということに関連をいたしまして、人事院が定めました職員の心の健康づくりのための指針等に基づきまして、全国の検察庁において取組を実施しております。</p> <p>具体的には、管理職員等を対象とするメンタルヘルス講習、それから職員にストレスチェックを実施して、職員自身のストレスへの気付き、その対処の支援を行う、それから職員に限らずその家族も対象とした相談窓口を設置するなどの取組を行つてはいるところでございます。</p> <p>○安江伸夫君　ありがとうございます。</p> <p>裁判官、検察官といえどもやはり人間であるといつても、言わばOJTが中心でございまして、新人の時期というのは誰でもあるというふうに思いますが、事柄の性質、責任の重大性、また刑罰事件においていえば、被疑者、被告人からの威迫のリスクなどもございますし、凄惨な現場、写</p>
<p>たが、判決の言渡し後も何か不安を感じることがあります。</p> <p>そこで、質問ですが、まだまだ未熟である若手としております。</p> <p>また、もう一点、裁判員にとって精神的な負担となるおそれが類型的に高い遺体写真のような刺激証拠につきまして、これにつきましては、どの犯罪事実、またどの量刑要素の認定にどの程度必要なのか、検察官の主張も踏まえまして証拠の必要性が慎重に吟味されておりまして、仮にそうした証拠を採用する場合でございましても、必要に応じて白黒の写真にしたり、あるいはイラスト風に加工したりするなど、裁判員の方の心理的な負担に配慮する運用を行つてはいるところでございました。</p> <p>○政府参考人小山太士君　検察当局の実務の実情でござりますけれども、一般論でございますが、やはり個別の事案に応じまして裁判員に与えられる心理的負担などについても十分留意しているところでございます。</p> <p>先ほど最高裁の御当局からも御指摘ございましたが、たれども、そういう刺激証拠の取扱いなどについても日頃から留意をしているところでございました。</p> <p>○安江伸夫君　ありがとうございます。</p> <p>また別の機会にもこの論点については取り上げたいというふうに思いますが、今日は裁判官、検察官の俸給ということで関連をいたしまして、人事院が定めました職員の心の健康づくりのための指針等に基づきまして、全国の検察庁において取組を実施しております。</p> <p>具体的には、管理職員等を対象とするメンタルヘルス講習、それから職員にストレスチェックを実施して、職員自身のストレスへの気付き、その対処の支援を行う、それから職員に限らずその家族も対象とした相談窓口を設置するなどの取組を行つてはいるところでございます。</p> <p>○安江伸夫君　ありがとうございます。</p> <p>裁判官、検察官といえどもやはり人間であるといつても、言わばOJTが中心でございまして、新人の時期というのは誰でもあるというふうに思いますが、事柄の性質、責任の重大性、また刑罰事件においていえば、被疑者、被告人からの威迫のリスクなどもございますし、凄惨な現場、写</p>
<p>真、映像等に触れる機会もあるのが裁判官、検察官であるかと思います。</p> <p>そこで、質問ですが、まだまだ未熟である若手としておりません。</p> <p>また、もう一点、裁判官に対する心のケア、芬芳ロードといったものが現状なされているのか、お答えをください。</p> <p>○最高裁判所長官代理人(堀田眞哉君)　まず、裁判官についてお答え申し上げます。</p> <p>裁判官特に新任の裁判官に対しましては、法官直後の研修でメンタルヘルスワークブックを配付いたしまして、メンタルヘルスケアについて説明をしておりますほか、各高等裁判所にカウンセラーを配置いたしましたり、ストレスチェックを実行したりするなどしてはいるところでござります。</p> <p>また、各地の裁判所におきましては、部総括裁判官等が個々の裁判官の執務状況等をきめ細かく把握をいたしまして、必要に応じて指導、助言するなどして心身の健康に配慮しているものと承知しております。</p> <p>○政府参考人(小山太士君)　検察官の関係について簡潔にお答えします。</p> <p>検察官のメンタルヘルス対策につきましては、人事院が定めました職員の心の健康づくりのための指針等に基づきまして、全国の検察庁において取組を実施しております。</p> <p>具体的には、管理職員等を対象とするメンタルヘルス講習、それから職員にストレスチェックを実施して、職員自身のストレスへの気付き、その対処の支援を行う、それから職員に限らずその家族も対象とした相談窓口を設置するなどの取組を行つてはいるところでございます。</p> <p>○安江伸夫君　ありがとうございます。</p> <p>裁判官、検察官といえどもやはり人間であるといつても、言わばOJTが中心でございまして、新人の時期というのは誰でもあるというふうに思いますが、事柄の性質、責任の重大性、また刑罰事件においていえば、被疑者、被告人からの威迫のリスクなどもございますし、凄惨な現場、写</p>

それから更なる積極的な周知、広報が必要であるというふうに考えております。

○安江伸夫君 本当に外国人に対する対応、重要な害等もございまして、やはり外国人もそういった法律的な支援を受ける必要性、当然あると思いま

すので、そうした機能の拡充に努めていたきました。そこで、御存じのとおり、この国

は、役職段階、勤務地域、年齢などの主な給与決

定要素を同じくする者同士を比較するとの考え方

に基づき行っているところでございます。

○柴田巧君 日本維新の会の柴田巧です。

私は、この裁判官報酬法及び検察官俸給法の改正案、反対の立場で今日は質問をしたいと思いま

す。

大体が、改めて言うまでもありませんが、今この国の財政は大変厳しいわけです。今の見込みでは、この令和元年度末の国債発行残高は八百九十七兆円を突破する見込みで、これ国民一人当たり

に対する七百十三万円もの借金をしているという

ことになります。したがって、我々は消費税の増税は凍結すべきという立場を取つておりますが、残念ながら先月から上がったわけがありますけれども。

今日は人事院にも来ていただきしておりますが、人事院の皆さんはこの民間準拠、民間準拠という言葉をしばしば使われます。それに基づいて、今回も公務員の給与などを上げるということですけれども。

ここにも自ら商売をされたり事業をやられた経験のおありの方もあると思いますし、私自身も、参議院になる前は富山で県会議員をしながら会社の社長などをしておりました。小さな会社も経営してきましたが、大変懐が厳しいと民間では何をするかといえば、まずは社長や取締役の報酬カットから始まるはずです。そして、仕事の在り方がおかしくないか、へそくりはないか、見出してきて、つくり出してきて、そして、申し訳ないけれ

ども、それでも駄目なら従業員の皆さんのお給料をカットして、本当に駄目なら、最後、頭を下げて、お客様に頭を下げるとい

うのが順番だと思つていますが、

したがつて、我々は、御存じのとおり、この国においても、まずは身を切る改革が、議員自ら

速やかに御審議いただければと思つていますが、

我々は反対を一貫してしているわけです。

この前も給与法は成立をしました。このまま上

がると、今年度の入件費は財務省によると三百五十億円増えるということになるようあります。

借金が多い会社が、赤字が垂れ流している会社と言つてもいいかもしれません、リストラも起こ

らず業務の見直しもせず、毎年毎年ボーナスや給料を増やしていらっしゃるかといえば、言わず

もがなのことだと思つていて。かつて、未曾

有の危機的な財政事情という表現で一九八二年に

は人事院勧告を見送つたこともあります。こう

いうことは決して忘れてはいけないと思いますし、そのときの国債発行残高は九十六兆円でありましたが、税収不足を理由として從わなかつた年もあったということを、我々は決して忘れてはいけないと思っております。

そこで、まずお聞きをしたいのは、民間準拠と

いう言葉を使われるわけですが、そもそもそ

も、この公務員と民間の働き方、身分保障の面で

は違ひがあるわけですね。つまり、公務員は失業のリスクはないし、また、公務員の方には、同期採用であつたら、民間の場合は能力によって給与で大きな差が開くわけですが、こういったことは

の社長などをしておりました。小さな会社も経営

されているのか、人事院にまずお聞きをしたいと

思います。

○政府参考人(佐々木雅之君) お答えいたしま

す。

人事院の給与勧告は、国家公務員の労働基本権制約の代償措置として、民間準拠によりまして適

正な給与水準を確保するものでございます。国家公務員の給与水準につきましては、民間給与は失業等の雇用情勢も反映して決定されていることか

ら、民間の給与水準に準拠することによりまして、結果として国家公務員給与におきましても民間の雇用情勢が反映されたものとなること、また、雇用リスクと給与水準との間に客観的な関係

によりまして民間企業従業員の給与と均衡させることが合理的であると考えております。

なお、公務員給与につきましても、職員の職務、職責や専門性、これを重視するとともに、能

力、実績を適切に反映するよう取組を進めているところでございます。また、国家公務員の再就職につきましては、あつせんの禁止あるいは求職活動の規制等の規制が掛けられているところでござります。

○柴田巧君 今も民間に準拠という言葉を用いられておりましたが、だとすると、この人事院の調査の在り方、大変問題が多いのではないかと思つていまして、大体、政府は今、この正規と非正規を均等扱いすべきという立場なわけですから

も、人事院の調査ににおいてはこの非正規の人たちを対象にしていないわけですね。

○柴田巧君 今も民間に準拠といふ言葉を用いられておりましたが、だとすると、この人事院の調

査の在り方、大変問題が多いのではないかと思つていまして、大体、政府は今、この正規と非正規

を均等扱いすべきという立場なわけですから

も、人事院の調査においてはこの非正規の人たち

がいるんじゃないかと思つてているわけですが、この人事院の調査、職種別民間給与実態調査といふ、正式な名称ではそうなりますが、従業員数五

十人以上の企業を対象としているわけですね。約一万社ほど調べていて、五百人以上

と民間企業従業員の給与との比較につきましては、役職段階、勤務地域、年齢などの主な給与決

定要素を同じくする者同士を比較するとの考え方

に基づき行っているところでございます。

また、職務や職責の重さを共通の尺度で測ること

が難しいということから、精密な比較を行うこと

が難しいと考えておるところでございます。

このため、国家公務員の常勤職員の給与につき

の職員の給与につきましては、常勤の職員の給与との権衡を考慮して決定するということにしてい

ます。官民の常勤従業員、常勤の公務員同士の給与の比較によりまして、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保し、国家公務員の非常勤

の職員の給与につきましては、常勤の職員の給与との権衡を考慮して決定するということにしてい

ます。

○柴田巧君 今も答弁もありましたが、ですから民間準拠という言葉は正しくなくて、使わない方

がいいんじゃないかと思つてているわけですが、この人事院の調査、職種別民間給与実態調査といふ、正式な名称ではそうなりますが、従業員数五

十人以上の企業を対象としているわけですね。約一万社ほど調べていて、五百人以上

の企業が約四千三百から四千四百ほどでしょ

<p>百調査しているわけですね。しかも、非正規職員も調査の対象にしているわけで、これによれば昨年の民間給与の平均給与は四百四十一万円というふうになつております。</p> <p>ちなみに、国家公務員の年間給与、この改正給与法によると、一般行政職で、前年度より二万七千円多くなつて六百八十万円になると言われています。約二百四十万ほど違う。非正規職員一人分ぐらいに値すると言つてもいいかと思いますが、よっぽどこれらの調査の方が民間の実態に近いと思いますし、こういう調査こそ参考にすべきというか、こういう調査こそ、比較こそやるべきではないかと思いますが、人事院のお考えをお聞きをしたいと思います。</p>
<p>○政府参考人(佐々木雅之君) 国家公務員給与と民間企業従業員の給与の比較におきましては、一般に、給与が、職種を始めといたしまして、役職段階、勤務地域、年齢等の要素を踏まえてその水準が定まっているということがございまして、両者の給与の単純な平均値で比較することは適当ではなく、主な給与決定要素を合わせて比較することが適当と考えております。</p> <p>このため、人事院の職種別民間給与実態調査におきましては、公務員と同じ職種の常勤従業員につきまして、役職段階、年齢等別に月例給与などの詳細な調査を行い、給与比較に用いているところです。</p> <p>一方、御指摘の国税庁の民間給与実態統計調査につきましては、租税収入の見積りなどのため調査結果につきましては、一般的な給与決定要素でございます、職種、役職段階、勤務地域、年齢等の違いが考慮されていない単純平均であるということ、また勤務時間の少ないパートタイム労働者やアルバイト等も含まれていることなどから、常勤の国家公務員の給与と単純に比較することは適当ではないと考えているところでございます。</p> <p>○柴田巧君 いろいろおっしゃいましたが、初め</p>
<p>から答えありますか、民間準拠という言葉を使いながら、先ほども触れましたように、一部上場の高給な一流大企業の給与に、いろいろ民間と公務員の世界違うにもかかわらずそれに合わせようと思ひます。</p> <p>したがつて、我々はこの人事院の調査の在り方、根本的に改めるべきではないかということを以前から申し上げているわけですが、これにまた連動する形で裁判官、検察官の報酬法、俸給法の改正案が提出されているわけですが、確かに、その職務の責任と特殊性を反映して、一般の政府職員と異なる独自の給与体系が定められています。</p> <p>職権の独立を確保できるように適正な報酬を保障しなければならないというのは理解できますが、既に一般の公務員と別の体系を持つていて、高いわけですね。にもかかわらず、毎回毎回人事院勧告によって一般の公務員が引き上げられるたびに厳密にそれに従って上げていく、それに連動</p>
<p>障しなければならないというものは理解できますが、既に一般の公務員と別の体系を持つていて、高いわけですね。にもかかわらず、毎回毎回人事院勧告によって一般の公務員が引き上げられるたびに厳密にそれに従って上げていく、それに連動させしていくというのは、その何か法的根拠があるのか、またその必要性は本当にあるのか、その理由は何なのか、大臣にこれお尋ねをしたいと思います。</p> <p>○国務大臣(森まさこ君) 柴田委員にお答えをいたします。</p> <p>裁判官の報酬及び検察官の俸給については、従前より、人事院勧告を受けて行われる一般の政府職員の俸給表の改定に準じて行つていているところです。</p> <p>あります。裁判官及び検察官の職務と責任の特殊性を反映させつつ、人事院勧告の重要性を尊重し、国家公務員全体の給与体系の中でのバランス維持にも配慮するという理由に基づくものであり、合理的であると考えております。</p> <p>○柴田巧君 法的根拠はなくして、今大臣おつしやつたように、一般的公務員が上がれば、そもそも高いんだけど、それに合わせて上げていくだけということであつて、いかがなものかなとやはり言わざるを得ません。</p> <p>この裁判官、検察官、そういうふうに大変身分</p>
<p>的にも報酬面でも恵まれているわけですが、なかつこの人たちの多くが、いわゆる退職後、公証人などになっているわけです。今日は余り時間がないのでたくさんはちょっとと聞けませんが、それが自体もいろんな意味で問題で、また改めて聞きたいと思っていますが、この公証人の人たち、大変ミスが多いというのがこの前も報道でありました。お読みになつた方もあるかもしれません。</p> <p>公証人は、御存じのとおり、法務大臣が任命する実質的な公務員であります。國の公務である公証事務を担当していることになります。この公証事務には、中には公正証書が含まれていますが、この公正証書は、遺言や離婚やら、当事者の強い意思に基づき作成されるために大変強い証明力と執行力を持つて、裁判で判決を経ずとも財産の差押さえができるというものがなわけですが、地方法務局が年に一回、この公証役場に立入検査を行つて実態を調査をしているようですが、どちらも、今はどうも開示していないわけですが、二〇〇三年度、その調査結果を開示して、この前報道にもありました。が、全国五百二十二人の公証人のうち約六割近い五九%に当たる三百一十九名がミスを指摘をされているわけですね。千百二十六件のミスのうち、公正証書関連は六百七十二件もあると。しかも、印鑑証明と公正証書の印影が違うといった大変単純なミスが多いということをございました。</p> <p>公正証書には、先ほど言いましたように、ミスがあつたら大変なことになりますし、それに、ミスのミスによっていろんなトラブルが、裁判沙汰が起きていくことになるわけで、やはり実質的な公務員の、この公証人のそういったミスや、ミスの件数や中身についてはやはりオープンにしておきます。</p> <p>○柴田巧君 法的根拠はなくして、今大臣おつしやつたように、一般的公務員が上がれば、そもそも高いんだけど、それに合わせて上げていくだけだだと思いますが、…</p> <p>○委員長(竹谷とし子君) 柴田巧君、お時間過ぎております。</p> <p>○柴田巧君 どうして開示しなくなつたのか、その理由と、そもそも公開すべきだということを申</p>

○山添拓君 これは五十人ということなんですね。

全体が一万八千人にまで膨れ上がっていたのに比べますと、この人数というのはごく限られたものだと思います。しかも、安倍政権の六年間でも、凸凹ありますけれども、大して変化はないんですね。要するに、増えたのは総理枠や自民党枠ですね。

など政治家の分だということです。安倍政権の六年間でも、凸凹ありますけれども、大して変化はないんですね。要するに、増えたのは総理枠や自民党枠ですね。

大幅見直しが行われた関係で、御推薦枠につきましては遵守願います。

二〇一六年から招待者名簿の記入要領が変わり、次のようにあります。今年度より招待者数の大大幅見直しが行われた関係で、御推薦枠につきましては遵守願います。

法務省に伺いますが、この年は、これ全体として推薦者を減らすように、こういう指示があつたんですか。

○政府参考人(西山卓爾君) 把握しております。

○山添拓君 法務省としては把握していないといふことでありましたが、警備の強化が必要となり、招待者数を減らす、減らそうとしていたと、こう報道がされております。ところが、実際には参加者は膨れ上がっているんですね。これは、つまり政治家の分だと。

そこで、大臣に伺います。大臣は、二〇一二年十二月から一四年九月まで少子化対策担当大臣などを歴任されました。大臣時代、大臣の特別枠というのはありませんでしたか。何人でしたか。

○國務大臣(森まさこ君) 私自身、大臣の特別枠というのは承知しておりません。

○山添拓君 推薦はされたことありますか。

○國務大臣(森まさこ君) 常に、国会議員として党の参議院事務局の方から頼まれたときは推薦をしております。

○山添拓君 今年四月十三日の桜を見る会に出席された様子がフェイスブックにもアップされておりましたが、福島県からおいでになつた皆様と一緒にだつたと、こうあります。

参議院の改選議員には特別の招待枠があつたとされておりました。大臣も今年改選がありました。

特別枠も含めて今年は何人招待されたんでしょうね。

う、また、その中に大臣の後援会の方というのいらっしゃったんですね。

○國務大臣(森まさこ君) 特別枠というのは承知しておりますが、四名推薦をするように言われて、四名推薦したと思います。

○山添拓君 参議院の自民党事務局の改選議員向

けの案内状には、一般の方、友人、知人、後援会などを四組まで御招待いただけます、こう記されていましたんですね。わざわざ一般の方とある

んですよ。

○山添拓君 参議院の自民党事務局の改選議員向

けの案内状には、一般の方、友人、知人、後援会などを四組まで御招待いただけます、こう記されていましたんですね。わざわざ一般の方とある

んですよ。

○國務大臣(森まさこ君) 私自身はその紙は見ておりませんけれども、この桜を見る会というものが貢献のあつた人を招いてするものと認識してお

りましたので、地域に貢献をする皆様を推薦いたしました。

○山添拓君 地域に具体的にどのような貢献のあつた方なんですか。

○國務大臣(森まさこ君) 地域の様々な活動に御貢献をなされている方々です。

○山添拓君 それでは全くはつきりしないと思うんですね。地域に様々な貢献って、それは大勢の方いらっしゃいますよ。

本当は、功労、功績のあつた方というのは、法務省でいえば五十人という枠があるよう、かな

り厳しく各省に対して指定がされているんですね。ところが、大臣を始めとして議員の皆さんには、地域に功労 貢献 いや、それは確かにいろんな貢献はあるかもしれませんけれども、今具体的にお示しいただけないようなことをお話しになると。

まあ選挙対策も兼ねて、選挙の年は四組というお話ありましたので、これ無料で、無料の花見でおもてなしをすると。大臣を含めて自民党の皆さん

も今は完全に公私混同してきたということはもうはっきりしていると思うんですね。もう否定のしようがないことですよ。

大臣、ちなみにこのことについてどう認識をされておりますか。

○國務大臣(森まさこ君) 招待者の具体的なその内容についてお答えするとその個人名の特定につながってしまいますので、お答えすることを差し控えさせていただきたいと思います。

○山添拓君 地域に貢献があつた、功労、功績のある方なんですから、紹介するのはむしろ名誉なことじゃないですか。お話をただくことが個人情報に触れるなどというのは、もはや通用しない話だと思っています。

○山添拓君 地域に貢献があつたかもしませんけれども、大臣を始め自民党の議員の皆さんもそれは大勢お招きされていたかもしれませんけれども、総理が最も最大の枠を使っていたということです

から、その責任については引き続き追及しなければならないと思いますが、しかし、単純にそれが問題だとするわけにはいかない。議員の皆さんそれぞれの見識も問われている、大臣を始め

ですね、そのことは指摘をさせていただきたいと

思います。

そこで、次に裁判所の定員の問題で伺います。

我が党は、全国にあまねく充実した司法サービスを提供すべきだという立場から、一貫して裁判所職員の抜本的な増員を求めてきました。この委員会でも毎年請願が採択されているかと思いま

す。

ところが、最高裁の来年度の概算要求は、増員要求と定員合理化の差引きで十五名の純減要求となっています。要求段階でのこの姿勢はにわかに信じ難いものです。

最高裁は、衆議院で、我が党の藤野保史議員に對し、減らすのは技能労務職員であつて、裁判官や書記官、事務官は増員要求だと答弁しております。しかし、そうであれば、地方からシフトするのではなく、定員を確保して対応すべきだと思うんですね。人員を増やしてほしいという裁判所は

あると思うんですが、減らしてほしいという裁判所にとっては、これはないんじゃないですか。最

んはまだ、書記官や事務官の純増分はいく僅かです。こうした下でどんな実態があるかと申しますと、資料をお配りしておりますが、これは二〇一七年から一八年にかけての推移ですが、例えば書記官でいいますと、東京高裁の管内ではプラス二十六人、大阪、プラス四人、名古屋、プラス六人などありますが、一方で、福岡ではマイナス十人、札幌、マイナス三人、高松、マイナス二人など。

最高裁に伺います。少なくとも、この数年、毎年のように地方部から都市部への人員シフトが行ながっていますので、お答えすることを差し控えさせていただきたいと思います。

○最高裁判所長官代理者(村田斉志君) 裁判所も国の予算で運営される公的な機関でございますので、事件が減少傾向となっている裁判所から増加傾向となつてある府へのシフトを行なう等、現有人員の有効活用という観点からそのようなこともありますので、事件動向を踏まえまして地方の府から都市部への府へ人員をシフトすることはございます。ここ数年、そういう傾向はございます。

○山添拓君 最近五年で見ますと、例えば東京高裁管内では百六十人近く増えているんですが、福岡ではマイナス、福岡高裁の管内では六十人以上減っております。急速に人員シフトが進められているんですね。

福岡の職員に伺いますと、超勤が増えたと。その一方で、四月から上限規制が導入されましたので、朝の早出残業や昼休みに勤務することが多くなつたと。就学前のお子さんを持つ方に認められている一時間の時短を返上せざるを得ないなど、現に影響も生じているということなんですね。

都市部で増員が必要だということは分かります。しかし、そうであれば、地方からシフトするのではなく、定員を確保して対応すべきだと思うんですね。人員を増やしてほしいという裁判所は

高裁。

○最高裁判所長官代理者(村田斉志君) 人的体制の整備につきましては、最高裁におきまして、業務の質、量に見合った体制を整えるという観点から整備をさせていただいているところでございま

す。

○山添拓君 いや、具体的に、うちの裁判所は人が足りています、いや、むしろ余剰になつてます、だから減らしてください、こういうふうに言つてくる裁判所はありますか。

○最高裁判所長官代理者(村田斉志君) 減らしてくださいという形での話がストレートにあるかどうかは別として、事件の処理状況、繁忙度等についてはきめ細やかに現場と意見交換をしながら、体制整備を進めております。

○山添拓君 別とされてしまつたんですけど、そんなところはないんですね、そんなところはないと思うんですよ。それ、今否定もされませんでした。

なぞ減員の要求にまでなるのかと。これ、先ほど山下議員からも、裁判所や法務局が減つていいく、これを憂えるという声がありましたが、決して自然に減つてきたものではないと思うんですね。政府の定員削減計画に最高裁が協力と称して応じている、それを余儀なくされている、そのため合理化ありき、削減ありきとなつていてるからであります。

財務省に伺います。今年六月二十八日、来年度から五年間の定員合理化目標数についてと題する内閣人事局の局長通知が発せられ、各省庁に、今までの五年間に統いて、更に五年で一〇%の削減を求めております。財務省は最高裁に対しても定員合理化計画に従つて来年度の概算要求を行うよう求めたと、こういう事実はあるんですか。

○政府参考人(宇波弘貴君) お答え申し上げま

す。これは、最高裁判所と財務省との間で調整を行つてゐることとはございません。

○山添拓君 これは三権分立に反することですか

ら、当然だと思うんですね。

そこで、最高裁に確認をいたします。現在の定員合理化計画の基になつてるのは、二〇一四年の国家公務員の総人件費に関する基本方針であります。ここには、厳しい財政事情に鑑み、人件費の増加を抑制するとあります。しかし、司法サービスの提供というのは、国の財政事情に左右されるのではなく、万全の体制が取られるべきだと思ひます。これは、事は人権保障に関わつているからです。最高裁は、厳しい財政事情ゆえに定員削減ありき、これは許されないと考えますけれども、どのようにお考えですか。

○最高裁判所長官代理者(村田斉志君) 裁判所は、御指摘ありましたとおり、行政機関ではございませんので、政府の定員合理化計画に直ちに拘束されるものではございません。しかし、前提とされている国家公務員の定員をめぐる情勢が厳しさを増す中で、裁判所としては、御指摘いただきとおり、裁判部の充実強化を図つていくと、これは裁判所として考えていかなければいけない

ことであります。

その具体的な當てはめとして、政府からの協力を依頼も踏まえて、國家の一機関として、他の行政官庁と同様に事務の効率化等必要な内部努力を行つて定員合理化に協力することは必要であると考えております。事務局部門に限つて從前から定員の合理化に協力するとともに、裁判部門、判事、書記官といったところについては充実強化のための増員を要求させていただいているというところでございます。

○山添拓君 協力しているということはお認めにならんんですね。

しかし、事務部門に限つてとお話しでしたが、資料の二ページにお示しをしておりますように、簡易裁判所の二人序、書記官、事務官が二名しかいないというところが三十五序に上つております。

す。これ、七年前は十七序だったのが倍に増えているんですね。これはさすがに限界じゃないかと思うんですよ。やっぱり抜本的な増員に踏み出すべきだと考えますけれども、最高裁、いかがですか。

○最高裁判所長官代理者(村田斉志君) 適正な事務処理に向けて人的体制を整備することは、業務の質、量に見合った体制を整えるという観点から必要があると考えておりまして、先ほど申し上げたような現有人員の有効活用を検討しつつ、なお増員が必要であるという部分については毎年の増員の要求をさせていただいているところでございまして、本年度も判事、書記官等の増員をお願いしているところでございます。

○委員長(竹谷とし子君) お時間が過ぎておりますので、質疑をおまとめください。

○山添拓君 はい、もう終わりにします。

それだけでは現場がもうもたなくなつていてるという状況がありますので、是非、定員の抜本的な増員に向けて、国会の意思も反映させて取り組んでいただきたい、このことを述べまして質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○高良鉄美君 沖縄の風の高良鉄美でございます。

先ほど來から、司法アクセスの問題、司法サービスの問題ありましたけれども、私も沖縄の方から来まして、最初、山下委員のありました離島の問題もありまして、裁判官あるいは裁判所その他司法アクセスの問題というのは、今ちょうど山添委員も言いましたように非常に重要なことですので、矛盾しないように整合性を持つて、司法アクセスそしてゼロワン地域の解消、そういういたものために司法改革をやってきたんじゃないかなといふことを最初に申し上げまして、今回の裁判官の報酬等に關する法律の一部を改正する法律案、それから検察官の俸給等に關する法律の一部を改正する法律案には一應賛成ということを申し上げた上で、やはりこれの充実に向けて、裁判官及び檢察官ということで司法権の充実、特に私一番最初に質問したときに行法の支配というのがありましたけれども、そういったことを考えますと、やはり司法権の役割というのをしっかりとまた全うする意味で、この法案そのものには賛成をしたいと思います。

その上で、民法、前回少し時間を超過しましていろいろ御迷惑をお掛けしましたけれども、その件について少し質問をしたいと思います。民法の選択的夫婦別姓問題と、それから難民政策、これは民法ではありませんけれども出入国管理の関係で、この大きな二点について幾つか質問をしたいと思います。

選択的夫婦別姓が実現していない、こういった中で、通称使用が不便あるいは不利益を一定解消するということは理解をしています。ただ、通称がこういうふうに限りなくどんどん広がっていくということは、民法上の氏との関係で、一体この法律上、氏というのは何なのかと、その区別する意義というのは一体どういうことなのかということで御質問いたしました。それ大臣に対する質問でしたけれども、残念ながら参考の方が出でただけでは、現場がもうもたなくなつていてるという状況がありますので、是非、定員の抜本的な増員に向けて、国会の意思も反映させて取り組んでいただきたい、このことを述べまして質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

政府参考人は、家族の呼称としての意義を有しているということを言われ、そういう選択の方がおられるという答弁をされたわけですから、これが夫婦別姓に反対する理由なのでしょうかと。今の憲法の下では、法改正をしない理由となり得るのかと、そういう方々がいらっしゃるということですね。

氏は、名前と結合することによって社会的に自己を認識させるもので、自己の人格と切り離して考えることはできないわけです。最高裁も、これ、氏名は、個人から見れば、人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴であつて、人格権の一内容を構成するもの、こういうふうに判示をいたしました。この人格権の一部を構成するということで氏名があるならば、本人の意思によらないで氏の変更を強制するというは人格権の侵害として許されないということになります。

家族の呼称としての意義を重視する方がいるからという理由で別姓を望む人たちには法律婚を認めない、それが憲法上許されるのか。あるいは、通称使用では不便が解消されないために民法改正を求めている当事者がいらっしゃる。それから、通称使用の広がりで緩和されるから、もう要らないんだと、改正はですね、ということでのいでのしようか。

小出参考人の答弁を聞いておりますと、個人の呼称としてより家族の呼称、ということに重点が置かれて、個人の尊厳や両性の本質的平等と、これに基づくんだということの憲法の理念が念頭にない答弁だったと思います。

大臣に改めて伺います。

公的に通称を認めることで一定の不便は解消できることは理解できますが、ただ、限りなく通称が可能になれば、民法上の氏とは何か、あるいは通称と戸籍上の氏を区別する意味はあるのかといふことも論になりますが、民法を所管する大臣に、この民法上の氏というのをどのように捉えて

いらっしゃるかということを、前回参考人の方がお答えましたけれども、大臣に改めて伺いたいと思います。

○國務大臣(森まさこ君) 高良委員にお答えします。高良委員の一番最初の御質問を受けて光榮ですと申し上げたときに、今おっしゃったように法の支配ということをお示しになり、先ほども、司法サービスをあまねく日本国民全員が受けけるということに対する委員のお考えには深く共鳴するものでございます。

御質問の点におきましては、委員が御指摘なさったとおり、政府におきましては、婚姻によって民法上の氏が変わった後も、旧姓の使用を望む方が引き続き旧姓を使用することができるよう、旧姓の通称使用の拡大に向けて取り組んできたところでございます。

私も自民党的法務部会長を歴任しておりますので、その際にも、この問題については多くの皆様の多角的な見地からの多様な意見を部会長として伺つてきましたという経験がございます。そのような中で、民法上の氏は民法によって定まる個人の呼称の一部であるというふうに思いますけれども、一方で、家族の呼称としての意義を有しているという指摘もあるわけでございます。

このように、通称とそれから民法上の氏とは、その役割、機能も異なるものでございますから、御質問の点については、選択的夫婦別姓制度についてでございますけれども、旧姓の通称使用を拡大をするという方向で政府が行っておりまして、そこが通称と民法上の氏を区別する意味が失われるという御指摘については、そういうことにはならないというふうに考えております。

○高良鉄美君 法の支配の言及がありまして、ありがとうございました。

これ、ちなみに、二〇〇三年七月の衆議院の法務委員会で、参考人質疑において、元内閣法制局長官で民法の身分法を専門とする大森政輔氏が、元々氏の異なる男女が婚姻共同生活に入るに際し

て、氏を同じくすることが必須の事柄であるとは到底考えられないと述べられ、家族の形態や夫婦の考え方の多様化について、家族に関する法制度と申しますのは、それらを包含できる弾力的かつ柔軟性のある制度であることが望ましいという指摘がなされています。

安倍首相の所信にもありました「みんなちがつて、みんないい」。あるいは新しい時代の日本に求められるのは多様性だ、これは、言葉では言つていますけれども、氏を同じくすることを法律婚姻の必須の事柄、厳しい要件として画一的な家族しか認められていないというような、こういった状況では、憲法の理念あるいは法の支配といった観点から今後も少し議論していきたいと思います。

それでは、この件につきましてはまた今後といふことで、難民認定制度について、急ぎ質問したいと思います。

送還忌避者ということの定義についてですね。政府参考人の高嶋参考人は、先週の衆議院の法務委員会で、送還忌避者が退去強制令書の発付を受けたにもかかわらず、自らの意思に基づいて法律上又は事実上の作為、不作為によって日本からの退去を拒んでいる者として、その中には難民申請者も含まれるという説明をされました。

しかし、今年の四月のパブリックコメントですでござりますけれども、旧姓の通称使用を拡大をするという方向で政府が行っておりまして、そこが通称と民法上の氏を区別する意味が失われるという御指摘については、そういうことにはならないというふうに考えております。

○政府参考人(高嶋智光君) お答えいたします。この間に送還忌避者の定義が変わったということがあります。政府参考人に聞きます。

○政府参考人(高嶋智光君) お答えいたします。御指摘のパブリックコメントは、チャーターマンによる集団送還、航空会社の保安要員を活用した送還などの実効性のある送還をどのように実施していくかという、その方策についていただいたも

のでございます。

定義が変わったのかという御質問でございますが、定義は前回も述べさせていただいたとおりで、定義が変わっているわけではありませんで、問題としている場面、時系列で申しますと、問題となつていてるその場面が異なつてゐるというところでございます。

ここで問題としているのは、今申し上げましたとおり、チャーター機による集団送還等を実施することに対する段階ではもう既に難民認定申請の手続が終わつてゐる者だけを問題としている、そういう場面でございますのでそういう者は含まれないと、こういうお答えをしているところでございます。

○高良鉄美君 申請中の者はという質問に対して、この問題と/orしての送還の問題ですね。やっぱり、申請者に関しては送還を停止すると

いうことが、これは入管法でもそうでしょうし、あるいは国際法上も送還することは適当でないということなので、この送還を忌避しているという表現は不適切だというようなことで考えています。

そして、もう時間がなくなつてきていますので、ちょっとだけ飛びますが、「問題をですね。今、同じ難民の問題ですけれども、国際法上の原則あるいは国際的な基本理念ということで、これは送還の関連で難民申請者の送還は停止するといふ中身がこの国際法上の原理と、原則ということでおろしいでしようか。これ、法務大臣はいかがでしようか。

○國務大臣(森まさこ君) 御指摘の難民保護の国際法及び国際的基本理念とは、難民条約第三十三条第一項に規定される、いわゆるノン・ルフルマン原則を含め、難民条約とその内容に含まれる基本理念を指すものと理解しております。

○高良鉄美君 これに関しても、その基本理念の中のノン・ルフルマン原則ということで、これ

を理解しておきたいと思います。

最後になりますけれども、専門部会、実は、この第六次出入国管理政策懇談会、こういった際に難民認定制度に関する専門部会が設置されていますけれども、今回、専門部会また同じようにあります。しかし、この難民認定の問題、収容・送還に関する専門部会というのができています。この二つの部会を、これを比べますと、一年掛けて報告書を作ることで、それから、今回の場合には六ヵ月で三月にということですけれども、この三月の場合は期間延長なども考えているでしょうか、ということで、六ヵ月というのには余りにも半分で短いので、その辺をお聞きしたいと思います。

○政府参考人(高嶋智光君) 御指摘の専門部会で議論しております收容、送還に関する問題というのは、これは我が国の出入国管理制度の根幹に関わり、その問題は我が国の社会秩序や治安に影響を与える大事な問題でございます。したがいまして、この問題を解消することは出入国管理行政にとって喫緊の課題でありまして、可及的速やかに対策を講じる必要がございます。

そのため、専門部会の開催期間につきましては、本年十月から来年三月までの六ヵ月間として一応設定させていただきました。三月には政策懇談会には最終報告をしていただくということを目指しております。もちろん、そうなりますと一ヶ月に複数回の部会を開催しなくてはいけないなどタイトなスケジュールとなりますが、委員の方々には大変な御負担をお掛けすること、大変恐縮だと考えております。

ただ、この専門部会の開催期間を含む議論の在り方につきましては、最終的には専門部会においてお決めになることでありますので、申し上げたような現状や課題を踏まえ、議論を尽くしていたいというふうに考えております。

○高良鉄美君 時間来ましたので、ありがとうございました。終わります。

○嘉田由紀子君 碧水会の嘉田由紀子でござい

ます。

今回の報酬と給与の改定につきましては、先ほど來議論ありますように、安江委員も御質問のように、法の現場、特に家事裁判、大変増えております。そういうところで、現場の皆さんの仕事量もまた役割も高まっておりますので、給与の改定について賛成させていただきます。

その立場でまず最初に質問させていただきますけれども、私は一貫して離婚後の親権問題扱わせていただきますけれども、親が離婚した後の子供

にかかる紛争、家庭裁判所では、平成二十一年千六百八十二件から平成三十年には三千七百八十七件と二倍以上に増加をしております。子供に関わる紛争というのは、それこそ子供たちの心に寄り添いながら、大変丁寧な配慮そして専門的な知識も必要でございます。

そういう中で、現在家庭裁判所で働く裁判官、調査官を始めとする職員の方々の労働環境につきまして最高裁判所にお伺いをいたします。よろしくお願いいたします。

○最高裁判所長官代理者(村田齊志君) お答え申しあげます。

家庭事件、その中でも当事者の対立が先鋭化し、複雑困難化しやすい子供に関する紛争につきましては、委員から御指摘がありましたとおり、特別な配慮と丁寧な対応が必要であるというふうに認識をしております。

そういう観点からは、心理学、社会学、教育学、社会福祉学等の行動科学の専門的知識あるいは技法を有する家庭裁判所調査官の役割が非常に重要になつてきているというふうに思います。ま

た、そうした調査も踏まえまして判断をしていく裁判官、そして事件の進行の管理等をしている書記官につきましても体制の整備が必要だというふうに考えておりまして、これまで委員の皆様方が策定されている例があるということは承知をしているところでございます。

最高裁判所の御見解はいかがでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(手嶋あさみ君) お答え申しあげます。

米国におきまして、御指摘のようなガイドラインが策定されている例があるということは承知をしていましたが、子どもにとって望ましい話し合いとなるために」というタイトルのDVDを作成して各家庭裁判所に配付をしておりましたが、これは、紛争の程度等にかかるわらず、状況に応じた環境の整備には努めてまいりました。現状に至るまで、その年々に応じた、

というふうに考えております。

ただ、事件数が増えているところ、そしてまた、子供をめぐる事件については、面会交流事件などのように、特に事件が増えていているとのみならず、内容的にも非常に難しくなっている事件というのも多数ございますので、引き続き、そうした事件動向、事件処理状況等を注視しながら、必要な体制の整備に努めていかなければならぬというふうに考えているところでございます。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

御指摘のように、大変多様な専門性を持つた対応が必要でございます。人員の増強プラス質的なクオリティーを上げていただくということ、今後も是非ともお願いいたしたいと思います。

その家事裁判の質的クオリティー上げる上で、これいつも申し上げますけれども、百家族あると家族百の形態があると言われておるくらい大変多様でございます。そういう中で、例えば、家事裁判についてガイドラインが必要ではないかと。

私も、アメリカ、諸外国の研究をさせていただきまして、例えば、米国各州では、最高裁が公表しているペアレンティングガイドラインというのをございます。こういう指針があれば、紛争が現場で大変ふくそうする中で、当事者の考え方を整理されて、また、裁判官、調査官はより慎重に考慮しなければならない事案に集中でき、いわゆる裁判の負担の軽減、これはある意味で裁判の効率化というところにも資すると考えますけれども、最高裁判所の御見解はいかがでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(手嶋あさみ君) お答え申しあげます。

子供の親権について、当時の明治民法では、旧民法八百七十七条ですが、子はその家に存する父の親権に服すとございまして、子供は家に所属する、そして、親権は、親の離婚の有無にかかわらず家父長である父親に与えられる単独親権でした。また、女性は結婚すると、七百八十八条に基づいて夫の家に入るとされ、離婚すると、七百三十九条に基づき実家に復籍する、つまり、離婚した場合、民法の規定に従い、妻は子を置いて家を去らねばならない。別の言い方ですと、女の腹は借り物というようなことで、子を産む役割だけを、そしてその家を継承する役割だけを求められた女性の存在というものがございました。

先ほど来、高良委員も家制度がいまだに残っているということを御指摘くださいましたけれども、この母親と子は別の家に属する、このような

の福祉が問題となる調停事件の当事者に對して、子の利益を考慮しながら、子を中心とした解決に向けた話し合いを進めることができるよう、手続の早期の段階から親として理解していくだけであります。それが望まれる情報をまとめたものでございます。このDVDにつきましては、裁判所のウエブページにおきまして動画配信をしているところでございます。家事審判や調停の申立ての前後を問わず、広く御覧いただけるようになつてござい

ます。

○嘉田由紀子君 手嶋家庭局長さん、ありがとうございます。

今DVD作つていただいておりますので、こういうものもどんどん広めていくことが大変大事だと思います。

三点目の御質問ですけど、安倍総理が所信表明で引用した金子みすゞさん、「みんなちがつて、みんないい」、先ほど来も言及していただいておりますけれども、この金子みすゞさん、実は明治三十六年山口県生まれで、昭和五年、二十六歳のときに服毒自殺をされておられます。理由は、離婚により子供を失つたことだと言われております。

○嘉田由紀子君 手嶋家庭局長さん、ありがとうございます。

三月の御質問ですけど、安倍総理が所信表明で引用した金子みすゞさん、「みんなちがつて、みんないい」、先ほど来も言及していただいておりますけれども、この金子みすゞさん、実は明治三十六年山口県生まれで、昭和五年、二十六歳のときに服毒自殺をされておられます。理由は、離婚により子供を失つたことだと言われております。

子供の親権について、当時の明治民法では、旧民法八百七十七条ですが、子はその家に存する父の親権に服すとございまして、子供は家に所属する、そして、親権は、親の離婚の有無にかかわらず家父長である父親に与えられる単独親権でした。また、女性は結婚すると、七百八十八条に基づいて夫の家に入るとされ、離婚すると、七百三十九条に基づき実家に復籍する、つまり、離婚した場合、民法の規定に従い、妻は子を置いて家を去らねばならない。別の言い方ですと、女の腹は借り物というようなことで、子を産む役割だけを、そしてその家を継承する役割だけを求められた女性の存在というものがございました。

先ほど来、高良委員も家制度がいまだに残っていることを御指摘くださいましたけれども、この母親と子は別の家に属する、このような

社会通念が、ある意味で今の単独親権制度につながっているのではないかと。今の日本が欧米のような共同親権であるならば、それこそ七十年前ですけれども、金子みすゞさんは自殺されることもなかつたんじゃないのかと思います。

この明治民法の規定と離婚後に母親と子供との交流を禁ずる当時の慣行、法務大臣、御自身もお子さんをお持ちになつて、いかがでしょうか。御感想、伺えたら有り難いです。

○国務大臣(森まさゝ君) 大臣として感想を述べる立場にはないんでござりますけれども、嘉田議員が滋賀県知事時代から一人親の支援事業をずっと行ってくださつていたことは深く尊敬しているところでございます。

その当時の一人親家庭サポート便りを読ませていただきましたが、母子自立支援プログラムや母子家庭自立支援教育訓練給付金事業、母子家庭等日常生活支援事業など、きめ細かく母子家庭、シンガルマザーを支援なさつてきたその御経験に基づいての御質問であると思いますが、私は常に申し上げておりますとおり、父母が離婚した後も、子供にとっては父母のいざれもが親であることに変わりはないという考え方を持っておりますので、委員御指摘のとおり、一般論としては、父母の離婚後も、父母のいざれもが子の養育に関わることが子の利益の観点から重要であるものと考えております。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。
父母両方が子供の監護に関わるという方向性は、前回も申し上げましたように、御一緒にございます。ただ、残念ながら、現場ではまだまだ日本はこの民法八百十九条の単独親権の制度が、そして現場での判断に強く影響しております。
この上で、実は、単独親権としながら、親権者を決定すべき基準が一切明文化されておりません。ある意味では法の不存在と言えるでしょう。先ほど来、例えば山下委員は、あるいは山添委員が、法の手の届かない地理的な範囲が増えているということを御指摘でございましたけれども

も、私自身は、この法の不存在、森大臣が言われますような司法過疎が、言わば親権の領域という法的支配がきちんと現場で実現できていないのですがないのかと懸念をするものでございます。

と申しますのは、例えば金子みすゞさんのような悲劇は今もまだこの日本、目の前にございまます。私たち強く自覚しなければいけないと思い

ます。先日、十一月十二日のこの本委員会での私の質疑を聞いてくださいました東京都内のお母さんからお手紙をいただきました。その手紙には、自分は専業主婦で子育てをしつかりしてきたのに、突然夫により子を連れ去られてしまつた、八歳になる我が子に会えなくなつたと、手紙にはこうあります。子供と引き離され、会うこともできなければ、生きいく気力もありません。毎日死ぬことしか考えられません、本当に地獄です。この絶望的な心の叫び、ある意味で、ここではまた彼女も裁判所への失望も述べております。

一旦子供が連れ去られてしまうと、監護の継続性で会うこともできない、もちろん子供を取り戻すこともできない。そして、今のこの東京都内のお母さんだけでなく、日本中多くの父親が、裁判所の判決や裁判に基づく、親権を奪われて自殺されていると伺っております。私も具体的にそのよう

な方のお話を伺っております。

考えましたら、金子みすゞさんが受けた苦痛、失望、いまだに多くの父親や母親が味わわなければいけない。明治民法が改められて七十年。家制度は改められたのに、残念ながらこの単独親権がいまだに強く残つているがために、父も母も、言わば両方は子供を愛し続けたい、関わり続けたいと思ひながら、それがかなはず、そして子供は父と母どちらかに引き裂かれてしまうという、そういう状態にあるわけです。

このような大変残酷な法の不存在の仕組み、これを仕組みと言つていいのか、不存在自身が大きましまして、先ほどの最高裁判所の家庭局長さんも

頑張つていただいておりますけれども、森法務大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(森まさゝ君) 先ほど最高裁も答弁をしておられましたけれども、裁判実務では、親権者や監護者の指定に当たつて、父母側の事情や子供側の事情等を総合的に考慮した上で、いずれを親権者又は監護者とすることが子供の利益にかなうかという観点から判断がされているものと承知をしております。

もつとも、この点について、子の利益を判断する際の考慮要素、すなわち、子の出生からこれまで主としてその子供を監護してきた者が誰かという点や、父母の監護意欲、子の心情等といった事情、事項について法律等で明示すべきという意見があることは承知しております。

こういったことも含めて、父母の離婚後の子供の養育の在り方については、家族法制に関する研究会において重要な論点の一つとして取り上げられています。研究会において丁寧な検討がされるものと承知をしております。その中では、裁判所が親権者や監護者の指定について判断をする際の考慮要素についても検討されるものと聞いております。研究会において丁寧な検討がされるとを期待するとともに、議論の推移を注視してまいりたいと思います。

○委員長(竹谷とし子君) お時間が過ぎておりますので、おまとめください。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。
是非とも具体的に、現場の裁判官が頼ることのできる基準を言語化して、そして法制化まで持つていただきたらいと想います。

ありがとうございました。これで終わります。ありがとうございました。これで終わります。

○委員長(竹谷とし子君) 他に御発言もないようですが、両案に対する質疑は終局したものと認めます。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(竹谷とし子君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(竹谷とし子君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(竹谷とし子君) 御異議ないと認め、さ

うう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時三分散会

令和元年十二月十日印刷

令和元年十一月十一日發行

參議院事務局

印刷者 国立印刷局

F